

# 安心いちばんおおいた産農産物認証要綱

## 第1 目的

この要綱は、大分県産農産物の安全性を確保するとともに環境保全型農業の推進を図るため、安全性水準の高い管理手法により生産された農産物並びに、化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減して生産された農産物を認証する「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」について必要な事項を定める。

## 第2 安心いちばん農産物の定義

「安心いちばん農産物」とは、「安心であることをいちばんに考えたい」という理念のもと、別に定める認証要件を満たし、県が実施要領に基づいて認証した農産物のことをいう。

## 第3 対象農産物等

認証の対象となる農産物（以下「認証対象農産物」という。）等は、本県において栽培される野菜、果実及び穀類、豆類、茶等の乾燥調製したものとする。

## 第4 認証要件

認証を受けるためには、下記の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 認証対象農産物は、別に定める基準に沿って出荷前や出荷期間中に残留農薬自主検査を実施し、残留基準に適合することが確認されていること。
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用について、使用内容や使用日等を記した生産履歴を作成及び保管し、必要に応じて公開できること。
- (3) 別に定める農産物安全チェックによる点検及び改善を行うこと。

## 第5 認証区分

認証は次に挙げる区分により行うものとする。

- (1) 基礎区分 第4に定める認証要件を満たしたもの。
- (2) 5割減区分 第4に定める認証要件を満たし、かつ別に定める減化学肥料・減化学合成農薬栽培基準に基づいて、化学肥料及び化学合成農薬の使用をそれぞれ県の慣行基準より5割以上削減して栽培されたもの。但し、養液栽培については化学合成農薬の使用を5割以上削減して栽培されたもの。
- (3) 10割減区分 第4に定める認証要件を満たし、かつ別に定める減化学肥料・減化学合成農薬栽培基準に基づいて、化学肥料及び化学合成農薬を使用せずに栽培されたもの。但し、養液栽培については認証の対象としない。

## 第6 認証機関

知事は、安心いちばん農産物の認証を行う機関として「安心いちばんおおいた産農産物認証審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 知事は、生産登録及び認証申請の内容について審議会に審査を依頼し、その審査結果を基に認証の可否を決定する。

## 第7 生産登録及び認証の申請

認証を受けようとする生産者は、別に定める様式により、審議会に生産登録及び認証の申請を行う。

## 第8 認証の決定

知事が認証に適すると決定した場合、当該生産者に対して、認証期間を記した認証通知書を交付する。

## 第9 認証期間

安心いちばん農産物の認証期間は、認証を取得した日から起算して3年間とする。

## 第10 認証マークの使用

- 1 安心いちばん農産物の出荷又は販売においては、安心いちばん農産物の表記及び別に定めるところによる安心いちばん農産物認証マーク（以下「認証マーク」という。）を使用することができる。
- 2 第8による認証を受けた生産者（以下「認証生産者」という。）は、安心いちばん農産物の認証基準に適合しなくなった場合、安心いちばん農産物の表記及び認証マークの使用を中止しなければならない。

## 第11 申請内容の変更

認証生産者は、申請内容に変更を生じる又は生じたとき、遅滞なく認証変更申請書を知事に提出しなければならない。

## 第12 実績報告

審議会は、認証生産者に対し、別に定める様式により栽培実績等の報告を必要に応じて求めることができる。

## 第13 その他

この要綱に定めるものの他、安心いちばんおおいた産農産物の認証に必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正する。